

令和元年秋季全国火災予防運動における 本県において重点的に取り組む必要のある事項

本県においては、消防庁長官通知（令和元年9月2日付け消防予第118号）の別添「令和元年秋季全国火災予防運動実施要綱」に基づき実施するとともに、本県の現状を踏まえ、重点的に取り組む必要のある事項を以下のとおり定めるものとする。各消防本部等は、これらの事項に最大限取り組み、火災予防運動の推進に努めるものとする。

1 重点的に取り組む必要のある事項

(1) 住宅防火対策の推進

ア 住宅火災予防意識の向上

- 令和元年9月15日現在の本県の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）は33人で、昨年1年間の死者数28名をすでに上回っていることから、火災予防意識の向上が課題となっている。
- 令和元年9月15日現在の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）33人のうち、65歳以上の高齢者は18人と、依然として高齢者の割合が半数以上となっていることから、高齢者の死者数低減が課題となっている。

(参考) 県内の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）

1月1日～9月15日時点（括弧書きは年間の死者数）

令和元年：33人（－）　うち65歳以上の高齢者18人（一人）

（高齢者の占める割合 54.5%）

平成30年：11人（28人）　うち65歳以上の高齢者7人（17人）

（高齢者の占める割合 60.7%）

平成29年：18人（23人）　うち65歳以上の高齢者11人（14人）

（高齢者の占める割合 59.1%）

イ 住宅用火災警報器の設置促進

- 住宅用火災警報器については、平成23年6月1日から県内の全ての住宅に設置が義務付けられた。令和元年6月1日時点の推計設置率は77.4%で、前年74.6%に比べると2.8ポイント増加しており、全国的にみると37位と順位を上げたが、いまだ設置率は全国平均よりも低い状況にあることから、設置促進が課題となっている。

(参考)

住警器推計設置率 令和元年6月1日 77.4%（全国平均：82.3%）、全国順位：37位

平成30年6月1日 74.6%（全国平均：81.6%）、全国順位：43位

平成29年6月1日 74.7%（全国平均：81.7%）、全国順位：41位

出火件数 平成30年（1～12月）632件（うち住宅火災：176件）
平成29年（1～12月）597件（うち住宅火災：215件）
平成28年（1～12月）640件（うち住宅火災：181件）

（2）乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- 木造建築物が密集する地域では、乾燥時及び強風時に火災が発生した場合、延焼拡大の危険性が高いため、延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防対策の推進が課題となっている。

（参考）平成28年12月22日 新潟県糸魚川市で発生した大規模火災

2 重点的に取り組む必要のある事項

（1）各消防本部において効果的と考えられる実施内容

ア 住宅防火対策の推進

- 住宅火災予防意識の向上を図るためには、地域の消防団や女性防火クラブ、民生委員等と連携した防火訪問の実施、及び各種メディアや広報誌、町内会・自治会等の地域の会合を活用した地域住民への注意喚起が考えられる。
- 特に、高齢者宅へ重点的に防火訪問を行うなど、高齢者を火災から守る対策の実施が考えられる。
- 住宅防火対策の推進にあたっては、火災の未然防止や早期発見のため住宅用火災警報器の設置促進を図ることが重要であり、未設置世帯に対し重点的に防火訪問を実施して設置促進を図る取組みが考えられる。

イ 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策として、消防法施行令の改正され、令和元年10月1日から、火を使用する設備又は器具を設けた延べ面積150㎡未満の飲食店に対して新たに消火器具の設置が義務付けられることから、新たに消火器具の設置義務の対象となる飲食店事業者を中心に、初期消火の重要性を啓発し、消火器具設置の指導を徹底すること等が考えられる。

（2）県の実施内容

- 7月から9月に募集を行った令和元年度火災予防絵画・ポスターコンクールについて、11月上旬に優秀作品の表彰を行い、令和元年秋季全国火災予防運動期間中に応募作品の展示を実施することで、防火意識の普及啓発を図る。
- 関係団体及び各市町村への協力依頼や、ラジオ、新聞等の各種メディアを活用した広報を行うとともに、消防本部と連携し啓発活動を実施する。